

年末調整の時期がやってきました！

●年末調整とは？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

① 所得税額の精算

毎月の給与から天引きしている源泉所得税は、仮の金額です。1年間の給与が確定した時点で税額も確定しますので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

この精算手続きを「年末調整」といいます。

② 確定申告の代わり

所得がある個人は、原則として確定申告をしなければなりません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与のみをもらっている人は、確定申告は不要ということになります。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している、次のような人が対象となります。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人

(前職があるときは、その源泉徴収票を現在の勤務先に提出した人に限ります。)

- ③ 12月の給与をもらってから退職した人

●還付金額が減る原因は？

前年と比べて、還付金額が減った場合には、以下のような原因が考えられます。

① 給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

源泉徴収税額表の見間違いや、復興特別所得税を含めないで計算していた場合があります。

また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも還付金額が減る可能性があります。

② 扶養親族の減少

奥様が働き始めたり、お子さんが就職し独立した場合などに、還付金額が減ることがあります。

③ 保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は、控除できません(再発行には時間がかかるため、お早めにご確認下さい)。

●確定申告が必要な人は？

- ① 医療費控除を受ける人(上限200万円の控除

が受けられます。セルフメディケーション税制を選択した場合は上限8万8千円。)

- ② マイホームを購入し、住宅ローン控除を初めて受ける人(金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります)。
- ③ 給与以外の所得がある人
- ④ 給与収入が2,000万円を超える人
- ⑤ 2ヶ所以上から給与をもらっている人、等

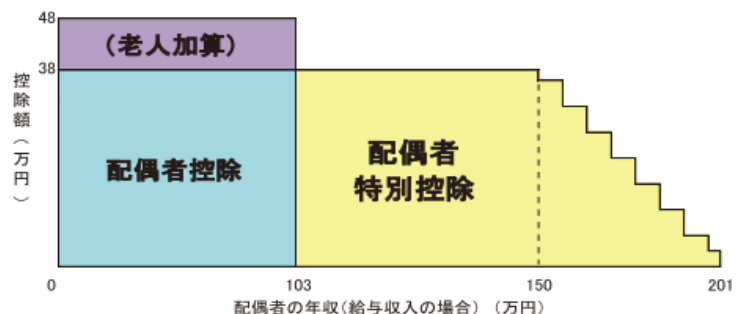
●平成30年分より配偶者控除等の改正

夫が妻を扶養しているケースで以下考えます。

- ① 夫の合計所得金額が1,000万円(給与所得だけの場合には、給与収入1,220万円)を超える場合については、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできないこととされました(改正前:合計所得の制限なし)。
- ② 夫の合計所得が900万円超1,000万円以下(給与所得だけの場合には、給与収入1,120万円超1,220万円以下)である場合には、その合計所得金額に応じて適用される控除額が逡減することとなりました。
- ③ 配偶者特別控除の対象となる妻の合計所得が、38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円以下)となり、適用される範囲が広がりました。これは、給与所得だけの場合には、給与収入103万円超201万6千円未満(改正前:38万円超141万円未満)となりました。

【改正後イメージ図】

図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合



国税庁「平成30年分 年末調整のしかた」より引用

(仲下 遼)